

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
EVIS細径胸腔ビデオスコープ 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成30年7月30日	オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー12階	2,494,800円	既存システムとの互換性が必要であることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
薬袋発行機 3台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成30年10月9日	株式会社トーショー 東京都大田区東糞谷3-13-7	2,152,656円	現在、保有機器に故障が頻発して発生しており、緊急に更新の必要がある。また既存システムの一部でもあることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さない、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	
赤松剪定支柱交換工事 一式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 総務管理課	平成30年9月6日	小杉造園株式会社 東京都世田谷区北沢1-7-5	2,702,160円	本件については、旧病院からの当該樹木の移植・整備実績があり、状態を熟知している上記業者に依頼することが望ましい。よって、日本赤十字社会計規則第36条3項の「契約の性質または目的が競争を許さない場合」を適用し、随意契約とするものであること。	
CGS1・2号機用EGS更新作業	東京都渋谷区広尾四丁目1番22号 日本赤十字社医療センター 総務管理課	平成30年7月15日	東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8階 高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)	9,936,000円	当該更新作業については、更新後の試運転及び調整等が必要であることから、同設備の運転管理を行っている上記業者で実施されることが望ましいこと。 契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。